

平成 30 年 5 月 15 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16813

研究課題名(和文) 古代日本と唐における衛府の比較研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study of the Forbidden Troops in Ancient Japan and Tang China

研究代表者

吉永 匡史 (YOSHINAGA, MASAFUMI)

金沢大学・歴史言語文化学系・准教授

研究者番号：20705298

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、古代日本と中国唐王朝における禁軍である衛府を対象とし、主に法制比較の手法を取って、両者の比較検討を行った。その結果、軍事徴発・軍事力管理・軍事儀礼などの観点から、中央軍事力の特色の一端を解明した。さらに北宋天聖令研究の深化を踏まえて、現在は散逸している唐の宮衛令の復原を推進した。加えて、唐令の復原根拠となる各史料自体の再検証も行った。以上の研究成果を、学会報告や著書として発表した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I compared the Forbidden Troops which was called Efu in Ancient Japan and Tang China by taking the technique of the legislation comparison mainly. As a result, from the viewpoint of military requisition, armaments management, military affairs courtesy, I elucidated one end of the characteristic of the central armaments. Furthermore, based on deepening of the research of Tensei Rei 天聖令, I promoted the reconstruction of Kyuei Rei 宮衛令 of Tang China. In addition, I re-inspected each historical materials which become the reconstruction basis of the Tang law. I presented these results at a conference, and made public a book about this topic.

研究分野：日本古代史、中国唐代史

キーワード：中央武力 律令制 衛府

1. 研究開始当初の背景

為政者がその統治を維持するには、様々な形で権力を行使する必要があるが、その直接的裏付けとなるのが軍事力である。国家的軍事力には、地方軍事力と、政権の膝元で保持される中央軍事力とに大別され、なかでも中央軍事力は為政者の権力基盤・政治的地位・生命の保全に直結する。そのため、政変が発生した場合はどの勢力が中央軍事力を掌握したのが鍵になり、内乱が勃発すると、中央軍事力の規模・精度が政権の命運を握った。よって、中央軍事力をいかに整備し、掌握したのかという点の解明は、政権(および王権)の変遷と密接に関連しており、政治と軍事力の関係を明らかにするために不可欠である。そして一國史の枠に留まらず、比較史の手法を取り入れることで、異なる地域における軍事力と政治との関係について、差異と同質性を見出すことが可能となり、世界史的な視点で新たな理解を導き出すことができると考える。

しかし古代日本の衛府研究は、1990年代以降きわめて低調であり、中国唐代史についても、各軍事組織の変遷は具体的に明らかにされているものの、北衛禁軍と南衛禁軍の統一的全体像を描くには至っていない。特に問題なのは、日本と唐の比較史的考察と、衛府にかかわる日唐の律令諸規定の全体像および運用実態の検討が全く不十分な点である。1999年に残本の存在が学会に知られた北宋天聖令には、中央軍事力の関与を規定した条文が散見する。唐宮衛令は散逸しているが、2006年の天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附 唐令復原研究』(中華書局)の刊行によって天聖令残本の全貌が公開されることで、唐宮衛令の復原研究、そして衛府研究も新たな段階に入った。

2. 研究の目的

本研究では、古代日本およびこれに大きな影響を与えた中国唐代における衛府(中央軍事力、禁軍)の制度的・実態的比較検討を行い、京師における国家的軍事力の様相と展開過程を明らかにし、アジア世界における古代日本の中央軍事力の特質を解明することを最終的な目的とした。京師における国家的軍事組織の変遷は当時の政治状況と密接にかかわるため、政治と軍事力の関係についてもより具体的に掘り下げる。また政変は貴族の私的軍事力も密接にかかわるため、私的武力が日唐でどのように編成され、公権力がこれを規制していったのかという点も比較史的に検討し、両地域の特色と同質性を解明することを目指す。

本研究は、従来行われてきたような、限定された地域の軍事力の様相を検討するのではなく、律令衛府制度をとともに基盤とする古

代日本と唐の中央軍事力のシステム・実態を明らかにし、その比較を通じて政治と軍事力の関係を解明しようとする点に特色がある。そして一國史の枠に留まらず、日本古代史と中国唐代史について同等のウェイトを置いて実証的に検討することで、東アジア世界における中央軍事力の共通点と相違点、そして政治と軍事力の関係を比較することができると考えた。上記の研究の遂行を通じて、世界の他地域と軍事面の比較史的考察を行う上での、議論の基礎となる素材を提示することを最終的な目標とした。

3. 研究の方法

本研究は、具体的に以下3つのテーマと手法を以て推進した。

【 唐宮衛令と南衛禁軍】

(1) 唐宮衛令条文の復原

宮衛令は宮城の守衛にかんする条文で成り立っているが、現段階での到達点を示す『唐令拾遺補』(東京大学出版会、1997年)でも復原は全く不十分である。唐令条文の復原を進め、唐令復原研究の進展に寄与する。

(2) 南衛禁軍の運用システムの解明

律令によって規定されている南衛禁軍について、(1)の成果をふまえて、運用システムの具体像を明らかにする。特に、a. 軍事動員のプロセス、b. 武器の管理、c. 儀仗兵としての儀式との関わり、以上3点に着目して検討を進める。

【 五衛府制の構造と展開】

(1) 日唐宮衛令の比較研究

- (1)の成果をふまえ、日唐令の比較研究を行い、日本の衛府制度の特色を明らかにする。あわせて、9世紀以降の衛府制の変質についても考察する。

(2) 五衛府制の実態的研究

平城宮跡などから出土している衛府関係木簡を手がかりとして、五衛府制の運用実態を具体的に明らかにする。あわせて、唐の南衛禁軍のシステムとの比較検討も行う。

【 私的武力に関する比較研究】

(1) 東アジアにおける私的武力の編成

古代日本と唐における、貴族(中央官人)の私的武力編成の実態について検討する。

(2) 日唐における親衛軍の特質

古代日本では天皇の親衛軍として中衛府や授刀衛が、中国唐代では北衛禁軍が成立した。いずれも当時の政治状況に対応して、王権に直結する軍事力として設立されており、私的軍事組織の性質を濃厚に帯びている。日唐の比較検討により、政権直下における政治と軍事力の関係を解明する。

4. 研究成果

以下、各年度の研究成果について、日本古代史と中国唐代史に分けて概述する。

まず、平成27年度であるが、日本古代史

については、日本古代国家の中央武力の特色を解明するために軍事儀礼に着目し、とくに射礼に焦点を当て、古代日本と唐の比較検討を行った。その結果、古代日本では射藝が天皇を頂点とする支配ピラミッドの安定化を支える重要な手段であり、射藝による支配論理は国司が中央と地方の結節点となることで貫徹したことを明らかにした(吉永匡史「律令制下における射藝と支配秩序」、2015年度北陸史学会大会、北陸史学会、2015年11月29日、於・金沢大学サテライトプラザ)。また中央武力の性格解明に関連して、奈良時代末における王統交替の過程と、光仁・桓武両天皇の自己正統化の試みについて検討し、アジア各国の王権に関する比較研究の素材を提示した(吉永匡史「奈良時代末の王統交替 光仁・桓武朝における正当化と排除」、第5回若手アジア史論壇、東方学会：若手研究者の研究会等支援事業、2016年3月5日、於・中央大学)。

次に中国唐代史については、散逸した唐宮衛令の復原を推進し、複数の条文について復原私案を作成した。これに関連して、当該年度は台湾の国家図書館において典籍調査を実施した。

平成28年度は、日本古代史では、唐制との比較史的視点・手法にもとづき律令国家の軍事構造を考察し、日本の律令法における軍事力の特色を浮かび上がらせた吉永匡史『律令国家の軍事構造』(同成社、2016年)を刊行した。また、中央軍事力とのかかわりから、日本と中国の軍礼の性格についての比較検討を深化させた。軍礼の全体像だけでなく、具体的には日唐の射礼に焦点をあて、唐代における軍礼と律令の対応関係や、中央軍事力と国家儀礼の関係を考察した研究報告を行った(吉永匡史「日唐の射礼と支配秩序 唐軍礼の継受をめぐる」、「東アジアにおける比較儀礼史の研究」第6回国際セミナー、お茶の水女子大学、2016年8月7日)。

次に中国唐代史については、前年度に引き続き、散逸した唐宮衛令の復原を進め、南衛禁軍の性格について検討を行った。また唐令復原研究の手法やその根拠史料については、『倭名類聚抄』や『令集解』に逸文が残る「唐令私記」の基礎的検討を行い、中華人民共和国北京市で開催された国際研究集会にて報告した(吉永匡史「日本書籍中の唐代法制 為深化唐令復原研究」、「比較法史・域外之眼・全球史観 中国法律史研究新視野学術工作坊」、中国法政大学、2016年12月10日)。

最終年度である平成29年度は、まず日本古代史について、衛府を中心とした古代日本の中央軍事力と貴族制との関係を検討した。具体的には、日唐間における衛府長官の名称の相違が意味するものを考察し、その成果を「古代日本の中央武力と律令貴族」と題して論文にまとめた。当該論文は、平成30年度中に中国語に翻訳して公表される。さらに、軍事力徴発のあり方に注目し、軍兵の差発を

規定した軍防令差兵条の意義を検討した。これは「軍防令と軍事制度 差兵条をめぐる」と題する論文に成稿しており、同じく平成30年度中に刊行される予定である。くわえて、軍事力の性質を解明する1つの手がかりとして関に注目し、律令制下における関の性格や、関を規定する法の構造・特質を考察した(吉永匡史「律令関制度と「過所木簡」」佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館、2018年。吉永匡史「日唐関市令の成立と特質 関にかかわる法規を中心として」、『金沢大学歴史言語文化学系論集』史学・考古学篇10号、2018年)。この他、日本法制史の教科書を分担執筆し、平安時代における法と秩序のあり方についての概説を執筆した(吉永匡史「平安時代の法と支配秩序」出口雄一ほか編『概説 日本法制史』弘文堂、2018年)。

中国唐代史については、前年度に引き続いて唐令の復原研究を進め、復原根拠史料の再検討を行った。特に「唐令私記」や北宋天聖令の性格について考察を深め、論考を発表した(吉永匡史「日本書籍中の唐代法制 以唐令復原研究為視角」、『中国古代法律文献研究』11輯、社会科学文献出版社、2017年)。なお当該年度は、中華人民共和國陝西省西安市において史料・史跡調査を実施した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- (1) 吉永匡史、「天聖捕亡令与身分制 以与奴婢相關的規定為中心」、『法律史譯評』4巻、2017年、pp.226-247
- (2) 吉永匡史、「日本書籍中の唐代法制 以唐令復原研究為視角」、『中国古代法律文献研究』11輯、2017年、pp.216-237
- (3) 吉永匡史、「日唐関市令の成立と特質 関にかかわる法規を中心として」、『金沢大学歴史言語文化学系論集』、史学・考古学篇10号、2018年、pp.1-25

〔学会発表〕(計4件)

- (1) 吉永匡史、「律令制下における射藝と支配秩序」、2015年度北陸史学会大会、北陸史学会、2015年11月29日、於・金沢大学サテライトプラザ
- (2) 吉永匡史、「奈良時代末の王統交替 - 光仁・桓武朝における正当化と排除 -」、第5回若手アジア史論壇、東方学会：若手研究者の研究会等支援事業、2016年3月5日、於・中央大学
- (3) 吉永匡史、「日唐の射礼と支配秩序 唐軍礼の継受をめぐる」、「東アジアにおける比較儀礼史の研究」第6回国際セミナー、お茶の水女子大学、2016年8月7日
- (4) 吉永匡史、「日本書籍中の唐代法制 為深化唐令復原研究」、「比較法史・域外

之眼・全球史観 中国法律史研究新視野
學術工作坊」、中国法政大学、2016年12
月10日

〔図書〕(計3件)

- (1) 吉永匡史、『律令国家の軍事構造』、同成社、2016年、総頁数264
- (2) 三谷芳幸、武井紀子、古尾谷知浩、吉永匡史ほか16名、『律令制と古代国家』、吉川弘文館、2018年、総頁数502、このうちpp.82-105を吉永が執筆
- (3) 出口雄一・神野潔・十川陽一・山本英貴・吉永匡史ほか13名、『概説 日本法制史』、弘文堂、2018年、総頁数526、このうちpp.53-81を吉永が執筆

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 : なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉永 匡史 (YOSHINAGA Masafumi)
金沢大学・歴史言語文化学系・准教授
研究者番号：20705298

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()